

改正

平成28年11月11日告示第162号

令和2年5月7日告示第101号

肝付町住宅リフォーム支援事業に係る施工業者登録申請要領

(目的)

第1条 この告示は、肝付町住宅リフォーム支援事業助成金交付要綱（平成25年肝付町告示第141号）第2条に基づき、町民が町内の施工業者を選定する際の情報源として、所定の登録によりデータを整備することで、円滑かつ的確な制度運用を図ることを目的とする。

(登録資格)

第2条 登録資格を有する者は、次に掲げる二つの要件を備えている者とする。

- (1) 施工業者登録申請時において、肝付町内に本社若しくは営業所を有する法人、又は住所を有する個人業者で、現にリフォームなどの工事業を営んでいる者
- (2) 肝付町税の納税実績があり、その税に関する滞納が無いこと。

(申請書等)

第3条 業者登録を受けようとする者は、肝付町住宅リフォーム支援事業に係る施工業者の登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、肝付町建設工事入札参加資格者は申請書類の提出を省略することとする。

- (1) 登録を受けようとする者が個人である場合

肝付町税に未納がない証明書（個人用）

町税等納付状況調査同意書（第4号様式）

- (2) 登録を受けようとする者が法人である場合

肝付町税に未納がない証明書（法人用）

町税等納付状況調査同意書（第4号様式）

- (3) その他町長が指定する書類

個人の場合 住民票抄本の写し

法人の場合 登記簿謄本の写し

2 町長は、同条第1項第1号及び第2号の町税等納付状況調査同意書に基づき、必要に応じて町税の納付状況を調査することができる。

(提出時期)

第4条 申請書の提出時期等は、次に掲げるところによる。

(1) 提出時期 平成26年4月1日から随時(ただし、土、日、祝祭日は除く。)

(2) 提出場所 肝付町新富98番地

肝付町建設課(住宅係) 0994-65-8424

(3) 提出部数及び提出方法

提出部数 1部 方法 建設課に持参の上、提出すること。

(廃業及び休業の届出)

第5条 施工業者登録を受けた者が、廃業又は休業した時は、直ちに廃業・休業届(第2号様式)で届け出るものとする。

(変更の様式)

第6条 登録を受けた者が、登録時の内容に変更が生じた時は、直ちに肝付町リフォーム支援事業に係る施工業者の登録申請書記載事項変更届(第3号様式)を提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年11月11日告示第162号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月7日告示第101号)

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。